

## 西宮市指定家事援助限定型訪問サービスの基準等に関する要領

この要領は、西宮市指定家事援助限定型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定家事援助限定型訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（以下「指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

### 第1 基準の性格

- 1 基準は、指定家事援助限定型訪問サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定家事援助限定型訪問サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定家事援助限定型訪問サービスの事業の指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を探らなかつたときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を探るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従つた適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。
  - ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
    - ア 指定家事援助限定型訪問サービスの事業の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかつたとき
    - イ 介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は指定介護予防支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）若しくはそれらの従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
  - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
  - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があつたとき
- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従つて事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。
- 4 特に、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

### 第2 総論

#### 1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとする。

## 2 用語の定義

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

### (1) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該家事援助限定型訪問サービスの事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

### (2) 「常勤」

当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととする。例えば、一の事業者によって行われる指定家事援助限定型訪問サービス事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定家事援助限定型訪問サービス事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

### (3) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

## 3 指定家事援助限定型訪問サービスと指定居宅サービス等の一体的運営等について

家事援助限定型訪問サービスと指定居宅サービス等を一体的に運営する場合には、家事援助限定型訪問サービスについては、市長がサービス内容等に応じて基準を定められるが、例えば、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者であれば、要介護者数で介護給付の基準を満たす必要があるので留意されたい。

### 第3 家事援助限定型訪問サービス

#### 1 人員に関する基準

##### (1) 介護予防・生活支援員の員数（指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条第1項）

- ① 指定家事援助限定型訪問サービス事業所における介護予防・生活支援員の員数については、3人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定家事援助限定型訪問サービスの事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。
- ② 勤務日及び勤務時間が不定期な介護予防・生活支援員（以下「登録介護予防・生活支援員」という。）についての勤務延時間数の算定については、登録介護予防・生活支援員によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等の事業所については、当該登録介護予防・生活支援員が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実績に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。
- ③ 介護予防・生活支援員について、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条第1項に規定する一定の研修を修了した者とは、改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23第1項に規定する3級課程修了者、西宮市介護予防・生活支援員養成研修実施要綱に規定する養成研修修了者又は兵庫県介護予防・生活支援員認定要領に規定する兵庫県介護予防・生活支援員と認定された者若しくはみなされた者とする。

##### (2) 訪問事業責任者（指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条）

- ① 訪問事業責任者を1以上置かなければならぬこととされたがその具体的取扱は次のとおりとする。なお、これについては、指定家事援助限定型訪問サービス事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、当該事業所の利用者の数や業務の実態等に応じて必要な員数を配置するものとする。
  - ア 管理者が訪問事業責任者を兼務することは差し支えないこと。
- ② 訪問事業責任者については、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条第3項の市長が定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有する者とする。
  - ア 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）各号に定める者
    - イ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に掲げる者
    - ウ 改正前の省令第22条の23第1項に規定する3級課程修了者
    - エ 西宮市介護予防・生活支援員養成研修実施要綱に規定する養成研修修了者
    - オ 兵庫県介護予防・生活支援員認定要領に規定する兵庫県介護予防・生活支援員と認定された者又はみなされた者
  - なお、指定家事援助限定型訪問サービス事業者が、イ、ウ、エ又オの者を訪問事業責任者として充てる場合、当該事業を行う者が、当該訪問事業責任者を充てる日において3年以上（休止した期

間を除く。) 一の指定訪問介護事業所を運営している場合に限って認められる。その場合、当該事業者は当該訪問事業責任者に対し、必要な研修を実施又は受講させることとする。

(3) 訪問事業責任者について、その具体的取扱は次のとおりとする。

ア 専ら指定家事援助限定型訪問サービスの職務に従事する者であること。

イ アにかかわらず、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)各号に定める者の場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができること。この場合、それぞれの職務については、第2の2の(2)にいう、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすこと。

(4) 看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、訪問事業責任者の任用要件を満たすこと。

(5) 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条第4項ただし書は、指定家事援助限定型訪問サービスの利用者の数と、同一の事業所において一体的に運営されている指定訪問介護又は指定予防専門型訪問サービス(以下「指定訪問介護等」という。)の利用者の数を合計し、当該利用者の数が、指定訪問介護等の人員に関する基準により現に配置されているサービス提供責任者の員数における利用者数の上限を超える場合は、訪問事業責任者を1以上置かなければならないことについて規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

ア 指定家事援助限定型訪問サービスの利用者の数については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を2で除して得た数を当該サービスの利用者数として合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとする。

例えば、前3月において、指定家事援助限定型訪問サービスの実利用者の数が各月5人すると、 $5\text{人} \div 2 = 2.5\text{人}$   $2.5\text{人} + 2.5\text{人} + 2.5\text{人} = 7.5\text{人}$   $7.5\text{人} \div 3 = 2.5\text{人}$ となる。

イ 訪問事業責任者を1以上配置した場合において、指定家事援助限定型訪問サービスの利用者を指定訪問介護等のサービス提供責任者が担当することを制限するものではないが、指定訪問介護等のサービス提供責任者が担当する指定訪問介護等と指定家事援助限定型訪問サービスの利用者の数が、指定訪問介護等のサービス提供責任者の員数における利用者の数の範囲内に収められることが望ましい。なお、訪問事業責任者が指定訪問介護等の利用者を担当してはならないこと。

ウ 指定家事援助限定型訪問サービスの利用者の数が増加した場合等は、必要な員数の訪問事業責任者を配置することが望ましい。

(3) 管理者(指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第6条)

指定家事援助限定型訪問サービス事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるるものとする。なお、管理者は、介護予防・生活支援員等である必要はないものである。

① 当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員等としての職務に従事する場合

② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認め

られる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

## 2 設備に関する基準（指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第7条）

- (1) 指定家事援助限定型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定家事援助限定型訪問サービスの事業を行うための区画が明確に特定されれば足りるものとする。
- (2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。
- (3) 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスに必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定家事援助限定型訪問サービスの事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

## 3 運営に関する基準

### (1) 介護保険等関連情報の活用とP D C Aサイクルの推進について

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第3条第4項は、指定家事援助限定型訪問サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でP D C Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。

### (2) 内容及び手続の説明及び同意

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第8条は、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な指定家事援助限定型訪問サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の運営規程の概要、介護予防・生活支援員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定家事援助限定型訪問サービス事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定家事援助限定型訪問サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定家事援助限定型訪問サービス事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

### (3) 提供拒否の禁止

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第9条は、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要支援度等や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。また、利用者が特定のサービス行為以外の家事援助限定型訪問サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否することも禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、③当該事業所において運営規程で定めている標準利用者数を超える場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定家事援助限定型訪問サービスを提供することが困難な場合である。

### (4) サービス提供困難時の対応

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定家事援助限定型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合には、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第10条の規定により、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定家事援助限定型訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

### (45) 受給資格等の確認

① 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第11条第1項は、指定家事援助限定型訪問サービスの利用に係る費用につき第1号事業支給費を受けることができるのは、要支援認定又は事業対象者の該当の有無の判断（以下「要支援認定等」という。）を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者の該当の有無及び事業対象者の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定家事援助限定型訪問サービスの事業の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、これに配慮して指定家事援助限定型訪問サービスを提供するように努めるべきことを規定したものである。

### (6) 要支援認定等の申請に係る援助

① 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第12条第1項は、要支援認定等の申請がなされていれば、要支援認定等の効力が申請時に遡ることにより、指定家事援助限定型訪問サービスの利用に係る費用が第1号事業支給費の対象となりうることを踏まえ、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、利用申込者が要支援認定等を受けていないことを確認した場合には、要支援認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、要支援認定を継続し、継続して第1号事業支給費を受けるためには要支援更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていること又は事業対象者の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して第1号事業支給費を受けるためには1回限りにおいて事業対象者の該当の有無の判断ができるなどを踏まえ、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援（これらに相当する

サービスを含む。) が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、又は事業対象者の該当の有無の判断が事業対象者の有効期間が終了前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(7) 第 1 号事業支給費の支給を受けるための援助

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 15 条は、省令第 83 条の 9 各号いずれにも該当しない又は西宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第 15 条第 1 項各号のいずれにも該当しない利用者は、提供を受けようとしている指定家事援助限定型訪問サービスに係る第 1 号事業支給費の支給を受けることができないことを踏まえ、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、省令第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しない又は総合事業実施要綱第 15 条第 1 項各号のいずれにも該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定家事援助限定型訪問サービスに係る第 1 号事業支給費の支給を受けるための要件の説明、地域包括支援センター等に関する情報提供その他の第 1 号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(8) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン等の変更の援助

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 17 条は、指定家事援助限定型訪問サービスを法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定家事援助限定型訪問サービスが介護予防サービス計画（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）又は介護予防ケアプラン（指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 15 条に規定する介護予防ケアプランをいう。以下同じ。）に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの変更が必要となった場合で、指定家事援助限定型訪問サービス事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(9) 身分を証する書類の携行

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 18 条は、利用者が安心して指定家事援助限定型訪問サービスの提供を受けられるよう、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の名称、当該介護予防・生活支援員等の氏名を記載するものとし、当該介護予防・生活支援員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(10) サービスの提供の記録

① 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第 19 条第 1 項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスを提供した際には、当該指定家事

援助限定型訪問サービスの提供日、内容、第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、当該指定家事援助限定型訪問サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者的心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

また「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。

なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第38条第2項の規定に基づき、5年間保存しなければならない。

#### (11) 利用料等の受領

① 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第20条第1項は、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定家事援助限定型訪問サービスについての利用者負担として、第1号事業費用基準額の1割、2割又は3割（総合事業実施要綱第15条の2又はその他市長の定める規定の適用により第1号事業支給費の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定家事援助限定型訪問サービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定家事援助限定型訪問サービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも第1号事業支給費の対象となる指定家事援助限定型訪問サービスのサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

ア 利用者に、当該事業が指定家事援助限定型訪問サービスの事業とは別事業であり、当該サービスが第1号事業支給費の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定家事援助限定型訪問サービス事業所の運営規程とは別に定められていること。

ウ 会計が指定家事援助限定型訪問サービスの事業の会計と区分されていること。

③ 同条第3項は、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービスの提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定家事援助限定型訪問サービスを行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができることとし、第1号事業支給費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

④ 同条第4項は、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

#### (12) 第1号事業支給費の請求のための証明書の交付

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第21条は、利用者が市町村に対する第1号事業支給費の請求を容易に行えるよう、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスでない指定家事援助限定型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定家事援助限定型訪問サービスの内容、費用の額その他利用者が第1号事業支給費を請求する上で必要と認められる

事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。

(13) 利用者に関する市町村への通知

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第23条は、偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要支援状態等又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った第1号事業支給費の徴収を行うことができることに鑑み、指定家事援助限定型訪問サービス事業者が、その利用者に関し、第1号事業支給費の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。

(14) 緊急時等の対応

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第24条は、介護予防・生活支援員等が現に指定家事援助限定型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師（以下「主治医」という）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

(15) 管理者及び訪問事業責任者の責務

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第25条は、指定家事援助限定型訪問サービス事業所の管理者と訪問事業責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第2章第4節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を、訪問事業責任者は、指定家事援助限定型訪問サービスに関するサービス内容の管理について必要な業務等として、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第25条第3項各号に具体的に列記する業務を行うものである。この場合、複数の訪問事業責任者を配置する指定家事援助限定型訪問サービス事業所において、訪問事業責任者間での業務分担を行うことにより、指定家事援助限定型訪問サービス事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも1人の訪問事業責任者が当該業務の全てを行う必要はない。

また、同条第3項第2の2号において、訪問事業責任者は地域包括支援センター等に対して、指定家事援助限定型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこととされているが、情報の提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えない。必要な情報の内容については、

例えば、

- ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している
- ・薬の服用を拒絶している
- ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている
- ・口臭や口腔内出血がある
- ・体重の増減が推測される見た目の変化がある
- ・食事量や食事回数に変化がある
- ・下痢や便秘が続いている
- ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある
- ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない

等の利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられるが、地域包括支援センター等に対して情報提供する内容は、訪問事業責任者が適切に判断することとする。なお、必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で地域包括支援センター等と調整しておくことが望ましい。

なお、訪問事業責任者は、利用者に対して適切な家事援助限定型訪問サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、家事援助限定型訪問サービス事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない。

#### (16) 運営規程

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第26条は、指定家事援助限定型訪問サービスの事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定家事援助限定型訪問サービスの提供を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定家事援助限定型訪問サービス事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）

##### ① 従業者の職種、員数及び職務の内容（第2号）

従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第8条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）

##### ② 指定家事援助限定型訪問サービスの内容（第4号）

「指定家事援助限定型訪問サービスの内容」とは、生活援助のサービスの内容を指すものであること。

##### ③ 利用料その他の費用の額（第4号）

「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定家事援助限定型訪問サービスに係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定家事援助限定型訪問サービスの利用料を、「その他の費用の額」としては、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第20条第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定すること。

##### ④ 通常の事業の実施地域（第5号）

通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されることとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。

##### ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号）

（27）の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

##### ⑥ その他運営に関する重要事項（第8号）

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条第4項の規定に基づき、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条第1項から第3項に規定する基準を満たしているものとみなされた指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、当分の間、標準利用者数として、指定家事援助限定型訪問サービスの標準的な利用者の数を定めることができる。なお、標準利用者数は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、定めた標準利用者数を超えて、利用者へ指定家事援助限定型訪問

サービスの提供が行われることを妨げるものではないものであること。

標準利用者数を定めることができるとしているが、これは、本市で介護予防・日常生活支援総合事業を実施するにあたり、第3の1の(1)の③に規定する養成研修修了者が少ないと見込み、本市において当該養成研修修了者の数が十分に確保できるまでの経過措置である。

#### (17) 生活援助等の総合的な提供

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第27条は、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第4条の基本方針等を踏まえ、指定家事援助限定型訪問サービスの事業運営に当たっては、多種多様な家事援助限定型訪問サービスの提供を行うべき旨を明確化したものである。指定家事援助限定型訪問サービス事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供しなければならず、また、指定家事援助限定型訪問サービス事業所により提供しているサービスの内容が、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったりしてはならないこととしたものである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、当該事業者の都合により、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。

また「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。

#### (18) 勤務体制の確保等

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第28条は、利用者に対する適切な指定家事援助限定型訪問サービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

- ① 指定家事援助限定型訪問サービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護予防・生活支援員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者又は訪問事業責任者との兼務関係等を明確にすること。
- ② 同条第2項は、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員等によって指定家事援助限定型訪問サービスを提供すべきことを規定したものであるが、指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員等とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある介護予防・生活支援員等を指すものであること。
- ③ 同条第3項は、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の従業者たる介護予防・生活支援員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。
- ④ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが

望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

#### ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

##### (ア) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

##### (イ) 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）付則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

#### イ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、ア（事業主が講ずべき措置の具体的な内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け) 研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。

（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)）

加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。

#### (19) 業務継続計画の策定等

- ① 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第28条の2は、指定家事援助限定型訪問サービス事

業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定家事援助限定型訪問サービスの提供を受けられるよう、指定家事援助限定型訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、登録介護予防・生活支援員等を含めて、介護予防・生活支援員等その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第28条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱付則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

- ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

#### ア 感染症に係る業務継続計画

- (ア) 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- (イ) 初動対応
- (ウ) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

#### イ 災害に係る業務継続計画

- (ア) 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- (イ) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- (ウ) 他施設及び地域との連携

- ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

- ④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

## (20) 衛生管理等

① 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第29条は、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、介護予防・生活支援員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定家事援助限定型訪問サービス事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、介護予防・生活支援員等が感染源となることを予防し、また介護予防・生活支援員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

② 同条第3項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱付則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

### ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

### イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

### ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

登録介護予防・生活支援員等を含めて、介護予防・生活支援員等その他の従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・

啓発とともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時ににおいて迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

## (21) 揭示

① 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第30条第1項は、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、運営規程の概要、介護予防・生活支援員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を指定家事援助限定型訪問サービス事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。

ア 事業所の見やすい場所とは、重要な事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。

イ 介護予防・生活支援員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護予防・生活支援員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

② 同条第2項は、重要な事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。

## (22) 秘密保持等

① 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第31条第1項は、指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。

② 同条第2項は、指定家事援助限定型訪問サービス事業者に対して、過去に当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所の介護予防・生活支援員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

③ 同条第3項は、介護予防・生活支援員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通

じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

(22) 不当な働きかけの禁止

指定家事援助限定型訪問サービス等基準要綱第32条の2は、地域包括支援センター等に対する利益供与に当たらない場合であっても、指定家事援助限定型訪問サービス事業者が、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、地域包括支援センター等又は指定介護予防支援事業所の担当職員又は被保険者に対して、利用者に必要なないサービスを位置付けるよう求めるなどの不当な働きかけを行ってはならないこととしたものである。具体的には、例えば、指定家事援助限定型訪問サービス事業者と地域包括支援センター等が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘案することなく、自らが提供する家事援助限定型訪問サービスを介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに位置付けるよう働きかけるような場合が該当する。

(23) 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第33条は、介護予防ケアマネジメント又は指定介護予防支援の公正中立性を確保するために、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。

(24) 苦情処理

- ① 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第34条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。
- ② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定家事援助限定型訪問サービス事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定家事援助限定型訪問サービス事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。

また、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第38条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。

(25) 地域との連携等

- ① 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第35条第2項は、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第3条第2項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

- ② 同条第2項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定家事援助限定型訪問サービス

事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する居宅要支援被保険者及び事業対象者に指定家事援助限定型訪問サービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する居宅要支援被保険者及び事業対象者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の居宅要支援被保険者及び事業対象者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、市が要綱等を定める場合や、市の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。

#### (26) 事故発生時の対応

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第36条は、利用者が安心して指定家事援助限定型訪問サービスの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定家事援助限定型訪問サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定家事援助限定型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第38条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定家事援助限定型訪問サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定家事援助限定型訪問サービス事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

#### (27) 虐待の防止

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第36条の2は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

- ・虐待の未然防止

指定家事援助限定型訪問サービス事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修

等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

#### ・虐待等の早期発見

指定家事援助限定型訪問サービス事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

#### ・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、指定家事援助限定型訪問サービス等基準要綱付則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

#### ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織のこと

イ 虐待の防止のための指針の整備のこと

ウ 虐待の防止のための職員研修の内容のこと

エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備のこと

オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法

に関するこ

ア 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関するこ

キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関するこ

② 虐待の防止のための指針（第2号）

指定家事援助限定型訪問サービス事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

カ 成年後見制度の利用支援に関する事項

キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号）

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）

指定家事援助限定型訪問サービス事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

(28) 会計の区分

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第37条は、指定家事援助限定型訪問サービス事業者は、指定家事援助限定型訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定家事援助限定型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところに準じるものであること。

(29) 記録の整備

指定家事援助限定型訪問サービス等基準要綱第38条第2項は、指定家事援助限定型訪問サービス事業者が同項各号に規定する記録を整備し、5年間保存しなければならないこととしたものである。

なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(1) 指定家事援助限定型訪問サービスの基本取扱方針

指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第39条にいう指定家事援助限定型訪問サービスの基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

- ① 家事援助限定型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
- ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
- ③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
- ④ 提供された家事援助限定型訪問サービスの事業については、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

## (2) 指定家事援助限定型訪問サービスの具体的取扱方針

- ① 指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第40条第3号は、指定家事援助限定型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。
- ② 同条第4号及び第5号は、事業者に対して家事援助限定型訪問サービスの提供状況等について地域包括支援センター等に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。地域包括支援センター等に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定期から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。

また、併せて、事業者は介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する地域包括支援センター等に、報告を行うこととしたものである。

## 付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## 付 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

## 付 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

## 付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。